

# 株式会社ミレニアム居宅介護職員初任者研修等事業 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社ミレニアム

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

【研修会場】

ミツレケア・アカデミー札幌

北海道札幌市中央区南1条西3-8 札石ビル3F

（目的）

第2条 障害者ならびに障害者のご家族が安心して生活できるよう、在宅支援のできる介護職員を育成し、介護業界への新しい人材の流入に寄与することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 重度訪問介護従業者養成研修  
統合課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は、次のとおりとする。

MCA（ミツレケア・アカデミー札幌）重度訪問介護従業者養成研修統合課程（通学）

（年度事業計画）

第5条 令和7年度の研修事業は、次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和7年 6月 ~ 令和7年 6月	15名
第2回	令和7年 7月 ~ 令和7年 7月	15名
第3回	令和7年 8月 ~ 令和7年 8月	15名
第4回	令和7年 9月 ~ 令和7年 9月	15名
第5回	令和7年 10月 ~ 令和7年 10月	15名
第6回	令和7年 11月 ~ 令和7年 11月	15名
第7回	令和7年 12月 ~ 令和7年 12月	15名
第8回	令和8年 1月 ~ 令和8年 1月	15名

第9回	令和8年 2月 ~ 令和8年 2月	15名
第10回	令和8年 3月 ~ 令和8年 3月	15名

(受講対象者)

第6条 受講対象者は、札幌市内に通学可能であり、重度訪問介護従業者を志す者とする。

(研修参加費用)

第7条

研修参加費用は次のとおりとする。(金額は全て税込)

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回~ 第10回	受講料	22,000円	25,000円	一括納入	受講開始 当日まで
	テキスト代	3,000円			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	発行所名
第1回~ 第10回	喀痰吸引等研修テキスト 第三号研修(特定の者対象) 平成31年3月発行	厚生労働省 平成30年度障害者総合福祉推進事業 介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究編纂委員会 編集 事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
第1回~ 第10回	副教材 ・介護技術 ・コミュニケーション 令和4年9月作成	株式会社ミレニアム独自テキスト

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場、添付5号様式のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は添付3号様式のとおりとする。

(実習施設)

第12条 添付5号様式の施設において実施する。

(募集手続)

第13条 募集手続は次のとおりとする。

- (1) 当法人指定の申込用紙もしくはホームページ等のフォームに必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (2) 当法人は、審査の上、受講者の決定を行い、受講者あてにメール等により受講決定を通知する。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。

(科目の免除)

第14条 科目の免除はこれを行わない。

(修了の認定)

第15条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 修了評価は、原則として筆記試験により行う。
- (2) 認定基準は、筆記試験の9割以上の正解した受講者を認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて追試・補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

(研修欠席者の扱い)

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合には必ずメール、FAX等履歴の残る連絡方法により届出る。

(補講の取扱い)

第17条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、講義総時間数の1割を上限とし、また実習は1施設を上限として補講を受講することにより当該科目を履修したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、1科目につき10,000円(税込)を受講者の負担とする。

また、補講の実施は原則として当法人において実施する予定であるが、やむを得ない場合

は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

(受講の取消し)

第18条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者には、当法人において居宅介護職員初任者研修実施要綱に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第20条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに北海道が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により有料(1,100円税込み)にて再交付する。再交付は書面による申請と免許証・保険証等による本人確認のうえ交付する。

(研修事業執行担当部署)

第21条 本研修事業は、当法人研修事業部研修運営係にて執行する。

(その他留意事項)

第22条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ② 住民基本台帳カードの提示
- ③ 在留カード等の提示
- ④ 健康保険証の提示
- ⑤ 運転免許証の提示
- ⑥ パスポートの提示

- ⑦ 年金手帳の提示
  - ⑧ 国家資格等を有する者については免許証または登録証の提示 等
- (2) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。  
苦情対応部署：営業企画部苦情受付係 電話：03—6868-5518
- (3) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。
- (4) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細目並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は、令和7年6月1日から施行する。